

## 診療記録等の開示に要する料金表

- 診療記録等の開示に要する料金は、令和元年10月1日改定分です。
- 1と2の合計額に別途消費税が課税されます。
- 2の料金が330円以下の場合は1の料金のみ、330円以上の場合は2の料金のみとなります。

1	開示請求手数料	1件につき	300円
2	開示実施手数料		
(1)	閲覧料（医師が閲覧を認めた場合）		
	文書または図画	100枚までごとに	100円
	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの	1枚につき100円に	12枚までごとに
		760円を加えた額	
	電磁的記録を用紙に出力したもの	用紙100枚までごとに	200円
(2)	写しの交付料（医師がコピーの必要を認めた場合）		
	文書または図画を複写機により複写したもの	用紙1枚につき10円	A2判は40円
			A1判は80円
	撮影した写真フィルムの印画紙に印画したもの	1枚につき120円	(縦203ミリメートル、
			横254ミリメートルは
			520円)に
		12枚までごとに	
		760円を加えた額	
	電磁的記録を用紙に出力したもの	用紙1枚につき10円	
	電磁的記録の電子媒体（CD-R）で提供した場合	1枚につき100円に	
		格納する1ファイルごと	
		(部位ごと)に210円を	
		加えた額	
(3)	医師の口頭による説明料		5,000円
(4)	説明文書（要約書）の交付料		5,000円